

2018年12月号 FP武蔵野グループ



渡辺公雄
CFP、社会保険労務士

国民年金保険料は払わなくてもいいよね!?

もう、年の暮れですね。体感だともう1ヶ月は有りそうなのに… (笑)。

さて、今回は国民年金保険料について、お話ししたいと思います。若い世代、あるいは若い子供(20歳以上)を持つ親御さん向けです。

昔、私の母は、社会保険に加入した会社に就職することを熱望していました。どの親もそうなのでしょうか。当時、老後の年金なんてピンとこない私でした。結局、その通り、サラリーマンになってずっと厚生年金保険に加入していました。今、社会保険労務士になり、年金制度を勉強しだすと、厚生年金保険は最強だと感じるようになりました。また国民年金でさえも有利な制度であり、民間保険では到底かないません。

そして、私は今、障害年金の請求を仕事にしています。その中で、年に十件くらいは、障害年金を貰いたいが、国民年金保険料をあまり払ったことがない人からの電話があります。老後の年金しかないと思っていた、障害年金のことを知っていたなら払っていたはず、親が保険料を払っていると思っていた、そして、どうにかならないか、とおっしゃいます。

私も、若いときに無職の時がありましたが、当然に未納でした。他人の事は言えません。

年金制度は保険制度です。年金保険料を(ある程度)払わないと年金を貰うことはできません。老齢年金は一応10年でもらえるようになりました。その他に障害年金があることをきちんと押さえていただきたいと思います。所得が少ない人は、免除や猶予手続きでも障害年金の受給の権利は確保されます。

更に、老齢年金だけを考えても、払わないという選択肢は考えられません。年金制度は半分を税金で補っています。年金保険料を払わないということは、この税金分を棄てているということになります。

自分が入っている民間保険のことは知っていても、強制加入の年金制度はあまり知らなかった、とならないようにしたいものですね。

以上